



決 定 書

異議申出人 大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇 588 番地の 8
細井 良則

異議申出人が令和 5 年 5 月 1 日付けで提起した令和 5 年 4 月 23 日執行の玖珠町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、玖珠町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件選挙における繁田弘司の当選は有効である。

1 異議申出の趣旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙における当選人繁田弘司（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるというものである。

2 異議申出の理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定では、市町村議会議員選挙の被選挙権の要件の前提となる当該選挙の選挙権の要件として、「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」と規定しているが、当選人の住所は町内にある会社事業所に登録されており、生活の本拠が玖珠町に引き続き 3 箇月あったことが疑わしく法第 9 条に適合していない疑義が強いため。

争 点

市町村の議会議員選挙の被選挙権は、当該選挙の選挙権を有する者で、年齢満 25 歳以上のものが有するとされ（法第 10 条第 1 項第 5 号）、市町村の議会議員選挙の選挙権は、日本国民たる年齢満 18 歳以上の者で、引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有するものが有するとされる（法第 9 条第 2 項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月以上玖珠町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について、その要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理にあたっては、異議申出人をはじめとする関係者からの聞き取りや証拠書類等の提出を求めた。

また、当選人に対しては、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 2 項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。さらに、当選人に対して聞き取り等を行うことでその主張を明らかにする等、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第 9 条第 2 項にいう住所とは、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 22 条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、「選挙に関しては、住所は 1 人につき 1 箇所に限定されているものと解すべきである。」(昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判所判決)、「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」(平成 9 年 8 月 25 日最高裁判所判決)、「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所の設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」(昭和 24 年 4 月 15 日福岡高等裁判所判決)とされている。

このような観点から、本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいるかどうかの客観的事実から生活の本拠となる住所 1 箇所が認定され、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主観性については、客観的事実が形成されていることを前提に生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきと解せる。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断されることになるが、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していたか否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に生活に必要な設備が具備されているか、光熱水費の使用量など詳細な生活実態から総合的に判断し、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することとなる。

2 当選人の住民票における住所の移動（地番省略）

転居前住所：大分県玖珠郡玖珠町大字大隈

転居先住所：大分県玖珠郡玖珠町大字帆足（平成 29 年 8 月 2 日～現在）

3 異議申出人の主張の要旨

- (1) 当選人が住所を置いているのは、建設会社の事務所であり、水道光熱費や家賃負担実態などは社会通念上で常識的に考えられない。
- (2) 申出人は、夕方（午後 6 時前後）になると当選人の自動車（白色の軽トラ）が九重方面に行ったまま戻らないことや仕事帰り（午後 9 時から午後 10 時ごろ）に事務所を見ると自動車はなく、部屋の電気がついていないことを数度（10 回程度）確認している。また、2 階の部屋には仕切りがなく、家具や寝具等もない状態であるため、2 階寮に生活実態があるとは思えない。
- (3) 申出人は、「当選人の居住実態が玖珠町にないのではないか」、「当選人は玖珠町に住所はあるが九重町に住んでいるのではないかと知人からの情報提供もあり、当選人の生活の根拠が玖珠町に引き続き 3 箇月あったことが疑わしいと総合的に判断したため、本申出を提出するに至った。

4 当選人の主張の要旨

当選人が提出した意見書、証拠書類等による当選人の主張は次のとおりである。

- (1) 当選人は 7 年前から新成建設玖珠営業所で社員として働いている。
- (2) 当選人は昼間新成建設玖珠営業所、夜は飯田のくじゅうやまなみキャンプ村で 5 年間宿直勤務をしていたが、1 年前（令和 4 年 6 月）から新成建設玖珠営業所のみとなった。
- (3) 当選人は玖珠営業所の 2 階の寮で生活していたが、1 年前から 1 階の事務所を居住場所としても利用している。そのため、1 年前からは 2 階で寝食はしていない。1 階にある物品やトイレは日常生活で使用している。
- (4) 賃貸契約は社長との口頭契約である。駐車場は新成建設玖珠営業所の駐車場を利用している。また、経費は全て会社持ちであり、個人的な領収書はない。
- (5) 勤務は月曜日から金曜日の午前 8 時ごろから午後 5 時までの間で勤務している。土日に勤務することもある。出勤簿やタイムカードはない。
- (6) 当選人の妻は、職場が飯田であり、冬場の通勤が大変であるため、飯田で住居を借り生活している。
- (7) 寝泊まりは、月曜日から金曜日は現住所で行い、月の半分の土曜日と日曜日は現住所、残りの半分の土曜日と日曜日は飯田の住居で行っている。現住所で寝泊まりする際は、1 階のソファで寝ており、寒い時期はエアコンと電気毛布を利用している。エアコンの使用は何度以下になれば暖房をつけるなどの決まりはな

く、つけたくなった際に使用する。夜間もつけたくなった際に、寝付くまでの時間（2～3 時間程度）に利用する。寝ている間は電気毛布を利用している。また、勤務を行う午前8時前までには部屋をきれいにしている。

- (8) 料理はほとんど簡単な料理とインスタントが主体でガスは利用せず、卓上コンロを使用している。また、妻が作ったおにぎりを食べたり、近くのコンビニ、小売店等で食材やインスタント等を購入したりしている。外食をすることもある。土日に飯田に行き妻と食事をすることもあり、その他用事があるときは平日に行くこともある。
- (9) 入浴については、現住所に浴槽はなく、温泉に行くことが多い。また、入浴する頻度は2日に1回程度で、飯田の住居で入浴や弟宅、知人宅でのもらい湯をすることもある。
- (10) 洗濯については、1年前から駐車場にある洗濯機は利用せず、1週間に1回程度まとめて飯田の住居で洗濯している。クリーニング屋を利用することもある。
- (11) ゴミ出しをほとんど月曜日に行っている。
- (12) 現住所へ転居してきた際に、自治会への加入依頼はなく、自治会に加入していない状況であるため、地域住民との関わりはほとんどない。また、九重町でも自治会に加入しておらず、近所付き合いはない。
- (13) 勤務後は、温泉に行ったり、インスタント等を買に行ったりと出歩くことが多い。現住所で過ごす際は、携帯やパソコンでニュースを見たり、読書をして過ごしている。
- (14) 地番が合えば郵便や宅配は届いている。

5 当委員会が認定した事実等

当委員会が収集した証拠書類及び聞き取り調査からは次の事実が認められる。

- (1) 当選人は現住所へ住民票の異動を平成29年8月2日に行った。
- (2) 当選人は新成建設株式会社の玖珠営業所で働いている。駐車場は新成建設株式会社玖珠営業所の駐車場を利用している。
- (3) 当選人が住民票を置いている現住所の建物は、昭和53年8月8日に建設された鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て延床面積は305.65㎡である。
- (4) 当選人は現住所の建物で、1階と2階を利用している。
- (5) 当選人が住民票を置いている建物の1階には、横長のソファ、電気ポット、食器類、冷蔵庫、電子レンジ、電気毛布、卓上コンロ、屋内給湯器、トイレ、流し台、エアコン、神棚等があり、浴室はない。
- (6) 当選人が住民票を置いている建物の2階には、衣類や本、椅子、小さい机が置かれていた。
- (7) 当選人が住民票を置いている建物の駐車場には、洗濯機が2台と下駄箱が置い

てあり、下駄箱には数種類の靴等が置かれていた。

(8) 現住所の賃貸契約は藤田三吉社長との口頭契約であり、家賃・電気料金・水道料金は会社負担である。

(9) 当選人における現住所の電気及び水道の使用量は次のとおりである。

使用者は、当選人のほか会社従業員であり、契約は会社名義である。

ア 電気の使用状況

使用年月	使用量(kwh)		使用料(円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
4月	267	303	7,335	9,302
5月	171	237	5,094	7,502
6月	171	140	5,116	4,783
7月	196	208	5,771	6,725
8月	246	294	7,053	9,177
9月	200	218	5,933	7,015
10月	177	200	5,387	6,503
11月	242	244	7,138	7,754
12月	425	384	12,412	11,989
1月	734	673	21,749	21,078
2月	658	601	19,856	14,607
3月	500	438	15,293	10,622

イ 水道の使用状況

使用年月	使用量 (m ³)		使用料 (円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
4月	3	4	1,320	1,320
5月	2	3	1,320	1,320
6月	3	3	1,320	1,320
7月	3	3	1,320	1,320
8月	3	3	1,320	1,320
9月	3	3	1,320	1,320
10月	2	3	1,320	1,320
11月	3	3	1,320	1,320
12月	4	4	1,320	1,320
1月	4	4	1,320	1,320
2月	4	3	1,320	1,320
3月	3	3	1,320	1,320

- (10) 九重町の住居における電気及びガスの使用量は次のとおりである。
 使用者は、当選人のほか、当選人の家族である。また、電気料金請求書兼使用量
 のお知らせのあて先は、当選人の妻である。

ア 電気の使用状況

使用期間	使用量(kwh)	使用料(円)
令和5年1月20日から 令和5年2月16日まで	300	8,677
令和5年2月17日から 令和5年3月19日まで	276	7,864

イ ガスの使用状況

基準日	使用料(円)
令和5年3月31日	2,710

- (11) 九重町の住居には、ベッド、浴槽、テレビ、ストーブ、冷蔵庫があった。
 (12) 現住所における自治会には加入していない。
 (13) 令和5年4月9日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙の投票所入場券、
 令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙及び玖珠町議会議員選
 挙の投票所入場券を当選人の現住所へ送付したが、「あて所に尋ねあたりません。」
 として返送はなかった。
 (14) 玖珠町における令和3、4年度の月平均気温は次のとおりである。

ア 月平均気温

月	令和3年度(°C)	令和4年度(°C)
4月	12.9	13.3
5月	17.4	17.4
6月	21.4	21.9
7月	25.1	25.8
8月	24.5	26.2
9月	22.7	22.9
10月	16.3	15.0
11月	8.7	11.7
12月	3.9	2.5
1月	1.8	2.3
2月	1.8	4.7
3月	9.1	9.8

6 当委員会による判断について

以上の事実を踏まえ、本件選挙における被選挙権を有するため、当選人が令和5年1月23日以前から令和5年4月23日までの間、本町に生活の本拠を有していたかについて判断する。

(1) 会社事務所であり、住居ではないとの主張について

申出人は、「当選人が住所を置いているのは建設会社の事務所であり、水道光熱費や家賃負担実態などは社会通念上で常識的に考えられない」と主張しているが、当選人や支社長の証言、聞き取り調査から、現住所の建物に居住することや経費は会社負担であることの確認がとれている。

(2) 夕方以降は不在であるとの主張について

申出人は、「夕方（午後6時前後）になると当選人の自動車（白色の軽トラ）が九重方面に行ったまま戻らないことや仕事帰り（午後9時から午後10時ごろ）に事務所を見ると自動車はなく、部屋の電気がついていないことを数度（10回程度）確認している」と主張しているが、これらの主張を裏付ける客観的な証拠は存在していない。

また、申出人の主張自体についても、申出人は、部屋の電気がついていないことを確認した具体的日時は覚えておらず、申出人が確認したとされる日のその時間がたまたま不在であった可能性もあること、近隣住民への聞き取りからは「部屋の明かりがついていた」との証言もあることからすると、主張そのものの信用性も乏しい。

(3) 2階寮に生活実態が無いとの主張について

申出人は「2階の部屋には仕切りがなく、家具や寝具等もない状態であるため、2階寮に生活実態があるとは思えない」と主張しているが、現地調査及び当選人が「1年前ぐらいからは1階で寝食していた」と主張していることから、是認することができる。なお、当選人から令和5年5月16日付けで提出された意見書では、「営業所の2階の寮を住居としている」と記載があり、その後の聞き取りで「1年前ぐらいから1階で寝泊まりしている」との証言があった。その相違については、前者の記載は7年前から居住していたのが営業所の2階寮であったという趣旨であり、現在の住居について説明したものではないこと、1階で寝起きをするようになったのは約1年前であり、その点を明確に記載していなかった旨の説明がなされた。このため、意見書上の供述と現在の住所地の説明との間には、矛盾が無いものと判断され、同供述を前提として1階に居住実態があるか否かを検討することとした。1階には寝具、食器類、流し台、卓上コンロ、トイレ、冷蔵庫、エアコン、ソファなど最低限度の日常生活を営むための設備が備わっていた。1階部分のソファは、応接用のものであり、寝具として利用することが本来の用法ではないと思われるが、起臥することは可能であること、その余の生活用品が存在していることから、1階を住居として使用することは不可能ではないと考えられる。1階での生活状況の補足として、入浴や洗濯に

関する供述があるが、現地調査や現住所の水道量、九重町のガス使用状況から、同主張が不合理なものとは認定し得ない。料理や食事についても、現地調査や近隣小売店への聞き取りで「カップ麺やパンなどを購入している」との証言があり、当選人が日常的に食料品を購入していたことが認定されるため、1階部分を住居として使用していたとの主張は矛盾しているとはいえない。

(4) 知人からの情報提供があったとの主張について

「当選人は玖珠町に住所はあるが九重町に住んでいるのではないかと知人からの情報提供もあった」と主張している。当委員会が行った九重町での近隣住民の聞き取りでは、別荘地域で近隣住民と付き合いがなかったことから、聞き取りを行った近隣住民は当選人をはっきり認知している様子ではなかったため、聞き取り内容から居住実態を判断することはできなかった。その他申出人の主張を裏付ける証拠はないため、主張のみでは当選人が現住所で居住していないとの判断はできない。

(5) 電気使用量について

当選人が住民票を置いている現住所の電気使用量については、「1年前に宿直業務をやめた」という当選人の主張をもとに2年間分の電気使用量を比較すると、宿直業務をやめた後（令和4年6月以降）の電気使用量が増加すると想定されるが、月によってバラつきがあり、合計使用量ではほとんど変化はなく増加しているとはいえない。しかし、会社と個人使用分を仕分けすることができないこと、会社、当選人個人ともにエアコン使用について明確な基準がなく、正確な使用量が判断できないこと、令和5年1月から3月までの月平均気温は前年度より高かったこと、当選人への聞き取りにおいて「冷蔵庫を買いなおしている」との証言があり、現地調査においても2021年製造の冷蔵庫が置かれており、同証言が信用できること、一般に冷蔵庫を新製品に買いなおした場合には節電効果があり、電気使用量が減少することを考慮すると、電気使用量では現住所を生活の本拠としていなかったと判断することはできない。

(6) 総合的判断

以上、当選人が主張する日常生活の状況について、一定の根拠を示した主張としては認めることができ、当選人の主張する内容を否定するに足る証拠がないことから、令和5年1月23日から令和5年4月23日までの間、当選人の生活の本拠が当選人住所にあったと推認する。したがって、本件当選人は令和5年1月23日から令和5年4月23日までの間引き続き3箇月以上玖珠町の区域内に住所を有していたと認められることから、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

7 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 45 条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 5 年 6 月 30 日

玖珠町選挙管理委員会

委員長 江 藤 徳 美



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で大分県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。